

「“人生の最終段階における医療”の決定プロセスに関するガイドライン」をご存知ですか？

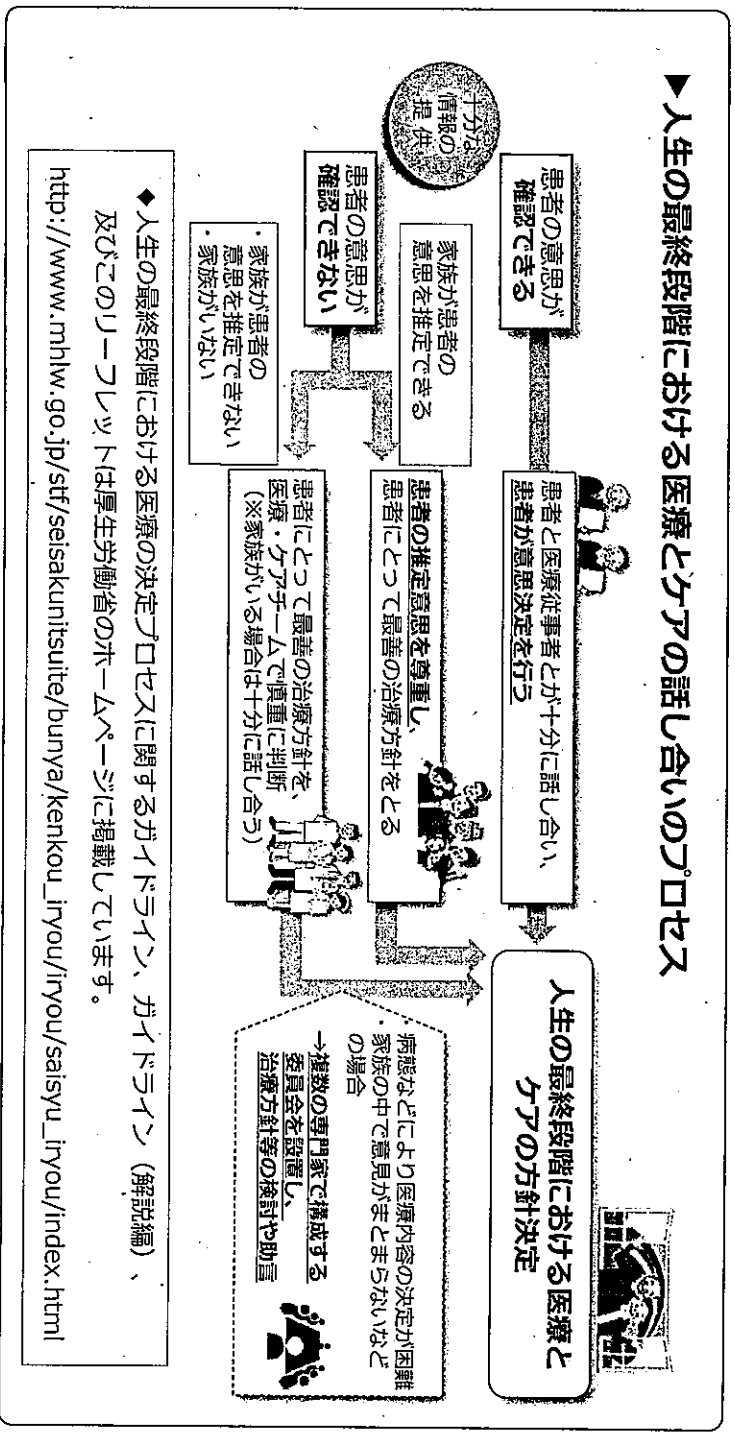
「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」とは？

人生の最終段階を迎えた患者や家族と、医師をはじめとする医療従事者が、患者にとって最善の医療とケアを作り上げるためのプロセスを示すガイドラインです。

▶ 人生の最終段階における医療とケアのあり方

- ① 医師など医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本とした上で、人生の最終段階における医療を進めることが最も重要な原則である。
- ② 「人生の最終段階における医療」における医療行為の開始・不開始、医療内容の変更、医療行為の中止などは、多専門職種での医療従事者から構成される医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。
- ③ 医療・ケアチームにより可能な限り痛みやその他の不快な症状を十分に緩和し、患者や家族の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療とケアを行うことが必要である。

▶ 人生の最終段階における医療とケアの話し合いのプロセス



「人生の最終段階における医療」の表記について

厚生労働省では、従来「終末期医療」と表記していたものについて、広報などで可能なものから、「人生の最終段階における医療」と表記します。

これは、最期まで尊厳を尊重した人間の生き方に着目した医療を目指すことが重要であるとの考え方によるものです。

「終末期医療」



「人生の最終段階における医療」

から

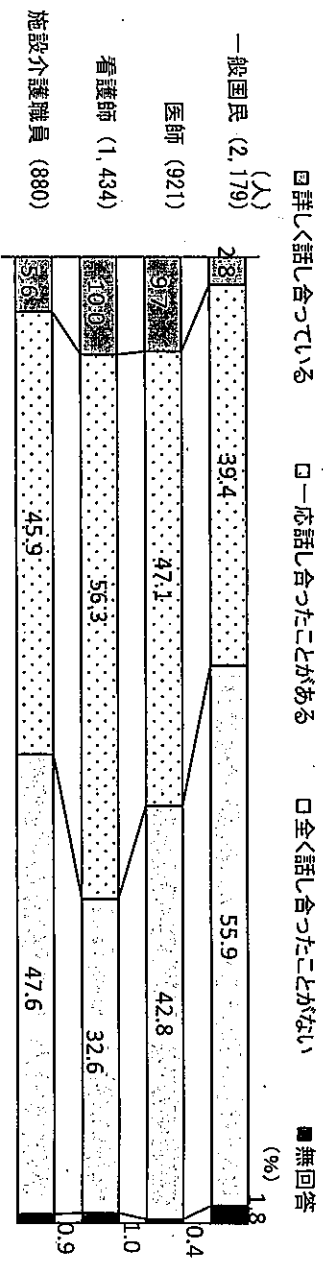
に変わります



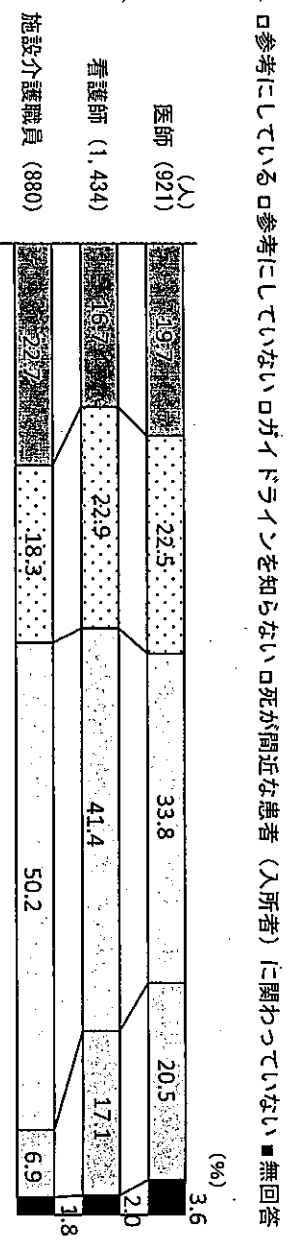
厚生労働省

【コラム】 「人生の最終段階における医療に関する意識調査」 (平成25年3月) の結果より

◆ 人生の最終段階における医療について家族と話し合ったことがある人の割合 (自身の死が近い場合に受けたい医療や受けたくない医療)



◆ 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の利用状況

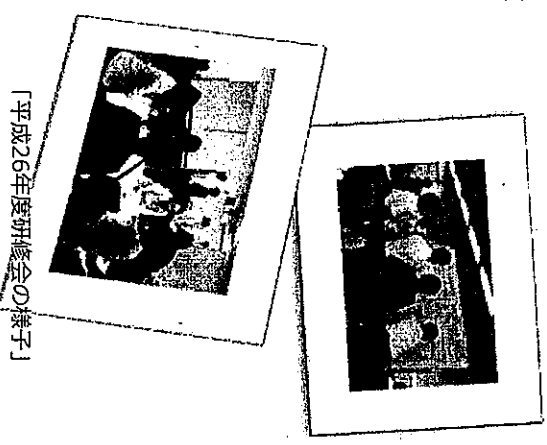
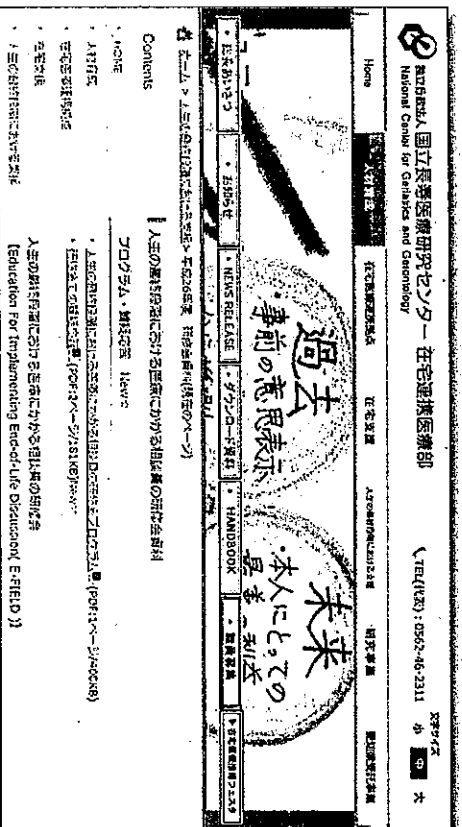


研修プログラム (試行) のご紹介

厚生労働省では、平成26年度に人生の最終段階における医療について、医師と共に患者の相談に乗る相談員 (看護師、医療ソーシャルワーカーなど) の配置などを行うモデル事業を実施し、その一環として相談員の研修プログラムを開発しました。試行段階ですが、国立長寿医療研究センターのホームページで研修プログラム (2日コース) の資料と動画を公開しています。医療福祉従事者が医療の選択の際の患者の意思を尊重した意思決定支援の理論や方法を学ぶことができます。

▶ 「国立長寿医療研究センター在宅医療連携部」ホームページに掲載

http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/eol/kensyu/2014leader01_doc.html



「平成26年度研修会の様子」

2015年 (平成27年) 3月発行
 発行 厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室
 協力 独立行政法人国立長寿医療研究センター